

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年9月29日 05時35分ごろ
発生場所	沖縄県那覇市那覇空港西方沖 琉球大瀬灯標から真方位148°600m付近 (概位 北緯26°11.4′ 東経127°37.1′)
事故の概要	漁船第七幸丸は、北進中、浅礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年9月29日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第七幸丸、19.75トン ON2-0377（漁船登録番号）、個人所有 第296-17618号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	機関長、一級小型・特殊・特定、六級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	船底キールに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の末期 日出時刻：06時21分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか5人（全員インドネシア共和国籍）が乗り組み、沖縄島南方での操業を終え、那覇市泊漁港^{とまり}へ向けて北進中、単独で操船に当たっていた機関長が、右舷船首方に灯光を認め、その灯光が琉球大瀬灯標（以下「大瀬灯標」という。）の灯光であると思って航行していた。</p> <p>機関長は、大瀬灯標を通過したと思い、港口に向けるつもりで右転したが、入港時に目標としている港口の灯台等の灯光が視認できなかったので再び北進し、途中、不審に思って減速したものの、そのうちに港口の灯台等の灯光が見えてくるものと思って航行を続けたところ、船底に衝撃を感じた。</p> <p>機関長は、那覇空港西方沖の浅礁に乗り揚げたことを知り、本船が自力で離礁した後、付近に大瀬灯標を認めて、同空港南南西方沖に設置されたムーキ灯標の灯光を大瀬灯標の灯光と見間違えて陸岸寄りを航行していたことに気付いた。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.0m、船尾約1.3mであった。</p> <p>西方位標識である大瀬灯標及びムーキ灯標の灯質は、共に群急閃白光、毎15秒に9急閃光である。</p> <p>機関長は、操舵室後方の船室に装備したGPSプロッター及びレーダーを作動させていたが、見ていなかった。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、機関長が、GPSプロッター等を使用して船位の確認を行っていなかったことから、ムーキ灯標の灯光を大瀬灯標の灯光と見間違えていることに気付かずに陸岸寄りを航行し、浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>機関長は、ムーキ灯標及び大瀬灯標の灯質が同じであったことから、ムーキ灯標の灯光を大瀬灯標の灯光と見間違えた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、機関長が、GPSプロッター等を使用して船位の確認を行っていなかったため、ムーキ灯標の灯光を大瀬灯標の灯光と見間違えていることに気付かずに陸岸寄りを航行し、本船が浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 灯質が類似する物標が付近にある場合、GPSプロッター等を使用して船位を確認すること。